

# 四国情報通信懇談会会則

## (名 称)

第1条 本会は、「四国情報通信懇談会」と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、情報通信に関する調査研究、情報交換など、四国の情報通信を高度化するための活動を産、官、学の協力により行い、四国の地域特性を生かした高度情報社会の円滑な実現を図り、情報通信による四国の産業、経済、社会の発展に資することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 四国の情報通信高度化の推進に関する資料収集及び調査研究
- 2 情報通信に関する政策提言
- 3 情報通信に関する情報交換
- 4 情報通信に関する制度的、技術的、経済的諸課題についての検討
- 5 情報通信に関する講演会、研修会、見学会等の開催
- 6 会員間の情報通信システム利用の促進
- 7 情報通信に関する会報誌の発行
- 8 情報通信の普及啓発等の活動に対する支援
- 9 その他本会の目的達成に必要な事業

## (構 成)

第4条 本会は、四国における情報通信に関係し、又は関心を持つ企業、業界団体、地方自治体等の公的機関及び学識経験者等本会の目的に賛同する者をもって構成する。

## (役 員)

第5条 本会に、役員として、会長1名、副会長3名以内、運営委員長1名及び監事2名を置き、総会において選任する。

## (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行する。
- 3 運営委員長は、本会の業務の運営を掌理する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。ただし、3期を限度とする。

### (顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の運営に関し、会長の要請により必要な助言を行う。

3 顧問は、役員全員一致により会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

### (総会)

第9条 本会の総会は、年1回会長が招集する。

2 総会は次に掲げる事項を議決するものとする。

- (1) 役員選任
- (2) 会則改正
- (3) 事業計画
- (4) 予算及び決算
- (5) その他本会の運営上重要な事項

### (運営委員会)

第10条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員長の推薦により会長が委嘱する運営委員で構成する。

3 運営委員の任期を次のとおりとする。

(1) 運営委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 運営委員は、再任されることができる。ただし、2期を限度とする。

4 運営委員会は、運営委員長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の議決事項を実施するため必要な具体的事項
- (2) 会務執行上、緊急に決定を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

### (部会)

第11条 本会に情報通信等に関する時宜に適った専門的事項を処理するため、部会を置くことができる。

2 部会の構成、運営方法等に関し必要な事項は別に定める。

### (調査研究会)

第12条 本会に地域情報化の推進に役立てるため、会員からの提案に基づき

実施される調査研究会を置くことができる。

2 調査研究会の構成、運営方法等に関し必要な事項は別に定める。

#### (運営経費)

第13条 本会の運営及び事業に要する費用は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 入会金、会費については、別に定める。

3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事務局)

第14条 本会の事務局は、愛媛県IT推進協会に置く。

2 事務局に、事務局長その他職員若干名を置く。

3 事務局職員は、本会会員の属する団体の職員のうちから、会長が委嘱する。

#### (附 則)

1 本会則は、昭和60年8月26日から実施する。

2 この会則の規定にかかわらず、設立当初の役員、初年度の事業計画及び予算は、設立発起人会の定めるところによる。

#### (附 則)

本会則は、昭和61年11月26日から実施する。

#### (附 則)

本会則は、平成元年11月29日から実施する。

#### (附 則)

本会則は、平成3年11月28日から実施する。

#### (附 則)

本会則は、平成10年11月25日から実施する。

#### (附 則)

本会則は、平成13年12月6日から実施する。

#### (附 則)

本会則は、平成18年4月24日から実施する。

#### (附 則)

本会則は、平成21年4月22日から実施する。